

## 新型コロナウイルス関連情報（NY州、NJ州におけるレストラン営業等の規制強化）（11月11日）

NY州、NJ州は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、レストランの営業などについて規制の強化を発表しましたのでご注意ください。

開始時期については、NY州では11月13日（金）午後10時より、NJ州では明11月12日（木）午前5時より有効となります。

### 【関連サイト】

NY州：<https://forward.ny.gov/reopening-what-you-need-know>

NJ州：<https://covid19.nj.gov/faqs/nj-information/reopening-guidance-and-restrictions/what-are-the-reopening-rules-for-bars-and-restaurants-what-precautions-or-policies-must-they-take>

### 【各州の措置】

#### 1 NY州

本11月11日、クオモ州知事は、州内の感染の拡大を受けて以下の措置を発表しました。これらの措置は11月13日（金）午後10時より有効となります。

・バー、レストラン、ジム、フィットネスセンター、その他の州酒類管理局よりライセンスを得ている店舗は、午後10時から午前5時まで閉鎖しなければならない。ただし、食事のカーブサイドや店頭でのピックアップは午後10時以降も可能とする（アルコール類の販売は禁止）。

・屋内外を問わず、自宅での集会に参加する人数は10人以下でなければならない。これは、最近の感染拡大がハロウィンパーティーなどの屋内集会に起因することによる。

・地方政府は、本措置が徹底されるように取り締まりを実施する必要がある。

・クオモ知事による記者発表

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-restaurants-bars-other-licensed-entities-must-close-person-service>

#### 2 NJ州

昨11月10日、マーフィー州知事は、州内の感染の拡大を受けて以下の措置を発表しました。これらの措置は明11月12日（木）午前5時より有効となります。

・レストラン、バー、クラブなどの飲食物を提供する店舗は午後10時から午前5時まで屋内

営業を停止しなければならない。店外営業は午後10時以降も可能とする。

・カジノにおける午後10時から午前5時までの飲食物の提供を禁止する。ただし、ルームサービス、テイクアウトは可能とする。

・バーエリアでの飲食は全営業時間を通じて禁止とする。ただし、小規模飲食店への影響を考慮して、利用客の間に仕切りを設置するなどすれば、グループ間の距離を6フィート（約1.8m）以内としてもよい。

・州間で移動する屋内スポーツの試合、トーナメントを禁止する（K-12スポーツまで対象）。大学やプロスポーツについては適用外とする。

・マーフィー州知事による記者発表

<https://nj.gov/governor/news/news/562020/approved/20201110a.shtml>

\*\*\*\*\*

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います。）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html), 18th Floor, New York, NY 10171

[TEL:\(212\)-371-8222](tel:(212)371-8222)

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

\*\*\*\*\*